

「新しい司法修習の理念と基本構想」に関する考え方（案）

第1回委員会における委員の意見を踏まえて、次のように集約することはどうか。

1 これからの法曹に求められる資質

我が国社会経済の構造的な変動に伴い、国民生活の様々な場面において、司法に対する需要は、量的にますます増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化しつつある。そこで、これからの法曹には、従来、法曹の主たる活動領域とされていた法廷活動のための知識・技能にとどまらず、多様でより高度な法律専門知識・能力を身に付けることが求められる。

他方、法律家である者すべてが備えていなければならない基本的な知識、能力を確実に修得していることが、法曹の活動に必要不可欠であり、かつ、より高度の専門性を獲得していく上での土台となることも忘れてはならない。

加えて、法曹は、その職務を適切に行うために、法律に関する知識のみならず、周辺諸科学についての知識や、その判断が社会から遊離しないための健全な常識を身に付けている必要がある。

2 司法修習の意義・理念

(1) 法科大学院との役割分担

司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）は、「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである」と提言しており、新しい法曹養成制度の下における司法修習は、法科大学院での教育及び司法試験との有機的連携に配慮した内容とする必要がある。

ところで、法曹の使命は、社会に実在する種々の法的問題に解決を与えることにあるから、法曹としての実務を遂行していく上で必要な知識・能力としては、法的問題解決の指針となるべき多様な法規範に関する知識、理解と、具体的な問題に関連する事実関係を法的に整理し、当該問題について適正な解決の方向を探し出す技量、技能を挙げることができると考えられる。したがって、法曹教育の内容としては、の知識、理解力を涵養するための法理論教育

と の技量，技能を修得させるための法律実務教育が必要とされることになる。

このうち， の法理論教育は，法科大学院がその役割を果たすことになる。そして，法科大学院における法理論教育は，実務との有機的な関連を図って法的なものの考え方を涵養するような内容が求められる（第1回委員会における鎌田委員，酒巻委員意見参照）。他方， の法律実務教育は，社会に実在する法的問題を教材とすることが最も効果的であるから，実際の生のケースを扱う教育課程である司法修習がその中心的役割を担うべきである（第1回委員会における酒巻委員意見参照）。そして，法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当することにより，法理論と実務との架橋を図るべきである。

(2) 新しい司法修習の指導目標

従来の司法修習は，法曹の主たる活動場面が法的紛争の究極的解決手段である訴訟にあると考え，法廷実務家の養成に主眼を置いてきたといえる（それが社会のニーズに合っていたと考えられる。 ）。

今後も法廷実務を中心とした従来型の法曹に対するニーズは残る（第1回委員会における小津委員，金築委員意見参照）ものの，1で述べたように，今後，法曹の活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくに従い，法曹の取り扱う法的問題は多様化し，専門化することが予想される。このような法曹の活動分野の多様化，専門化に鑑みると，各分野に特有の専門的知識・技法や技術的・形式的事項については，むしろそれぞれの法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む）に委ねることが望ましく，司法修習の課程においては，多様化，専門化した法曹の活動にも耐えられる基礎となる実務的能力（実務に関する汎用性のある基礎力・・・第1回委員会における今田委員をはじめとする多数の意見参照）を養成することを目指すべきである。

したがって，司法修習の課程では，幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的なスキル（技法）とマインド（見識，心構え等）の養成に焦点を絞った教育を行うことが適当である。

(3) 新しい司法修習で養成すべき能力

法曹の仕事の基本は，当事者等から事情を正確に聴き取るなどして事案の事

実関係を調査し、混沌とした事実関係の中から法的に重要と考えられる事実を選別して認定し、法律上の問題点を抽出して必要な法的調査を遂げた上、最も適切な解決案、対応案を見出してその実現を図ることにある。

したがって、法曹としての仕事を行うためには、事実調査能力、事実認定能力、法的思考・分析能力、説得的な表現能力、交渉能力など様々な能力が必要であるが、これらの中でも、法曹に共通して必要とされる基本的能力として、司法修習の課程では、複雑な社会的事実の中から法的に重要な事実を選び出して法的に構成する法的分析能力（第1回委員会における鎌田委員意見参照）、必要な事実調査を遂げるとともに、錯綜する証拠関係を的確に評価して事実を認定する事実認定能力、自らの考えを他者に分かりやすく説得的に伝える表現能力の養成に重点を置くことが相当と考えられる。

また、これらの能力とともに法曹に不可欠な資質としての倫理感、使命感、見識、心構え等（マインドの部分）は、司法修習の課程全体、とりわけ実務修習における臨床体験の中で実践的に涵養するのが相当である。

3 司法修習の基本的な構想と構成

(1) 司法修習の基本構成

2のように司法修習の意義・理念をとらえると、司法修習の課程の中でも、実務家の個別指導に基づき法律実務を身をもって体験する臨床教育である「実務修習」が最も重要であるから、この課程を中核として構成することが望ましい（第1回委員会における酒巻委員、宮川委員意見参照）。

もっとも、実務修習の課程は、個別具体的なケースを教材として扱うだけに、現実の実務体験の内容が断片的であったり、修習生ごとに個別的なものとなり、また、その指導内容も指導者等によるばらつきが生じることが避け難いから、この課程だけでは十分とは言い難い。

そこで、修習生全員共通に、一定のレベル以上の実務のスタンダードな知識、技法の教育を受ける機会を保証し、しかも、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させるために、実務修習を補完するものとして、司法研修所における「集合修習」の課程を設け、実務修習での体験を踏まえた修習生相互の討論、意見交換等も取り入れながら、実務修習と有機的に連携させた教育を行うこと

が必要である。

(2) 実務修習の意義・基本構成

実務修習は、実務家から個別的指導を受けるものであるが、一つの立場からの実務を学ぶだけでは一面的な見方となるおそれがあり、事件処理の実際を学ぶ上でも十分ではないから、法曹三者それぞれの視点から実務を学ぶことが必要である。したがって、新しい司法修習においても、弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判の各分野ごとに実践的な指導を行う「分野別実務修習」を実務修習の主要な部分として実施するのが相当である。

「分野別実務修習」の期間としては、法曹三者それぞれの観点から実務能力を修得するために、各2か月合計8か月程度は確保することが相当である。

この修習期間に関しては、結果的に、刑事系分野の占める割合が相対的に高くなるが、法曹としての刑事系分野に関する実務的知識、技法の必要性からすれば、いずれの分野とも2か月は必要と考えられる。また、各分野2か月に短縮されることから、それぞれの実務庁会において内容の充実に向けて緊密に連携を図るほか、指導上の様々な工夫をして、実務修習としての効果を確保することが不可欠である。

他方で、今後、法曹に対する社会のニーズが多様化することから、実務を体験的に学ぶ臨床教育の課程においても、専門的・先端的領域を含む多様・多彩な法的ニーズにも柔軟に対応していくための素地を涵養できるような課程（「総合型実務修習」）を設けることが望ましい（第1回委員会における宮川委員意見参照）。

「総合型実務修習」の期間は、教育効果の観点から、2か月程度は確保する必要があり、その内容は修習生各自が主体的に設計、選択するものとするのが相当である。

(3) 集合修習の意義・基本構成

集合修習は、実務修習の体験を理論的・体系的に整理するとともに実務のスタンダードな理論や技法を教育するものとして、弁護、検察及び裁判の各分野における実務を踏まえた教育とすべきであり、また、実際の事件について豊富

な経験を持つベテランの実務家が教育に当たることが必要である。

(4) 司法修習課程の順序

司法修習の課程の順序等については、法科大学院における法理論教育と実務導入教育を前提として、実務修習（分野別実務修習）から開始し、その後に集合修習を実施するのが適当である。なお、総合型実務修習は、実施の便宜を考慮して、集合修習と時期を組み合わせで行うのが適当である。

4 司法修習生の養成数の増加への対応

審議会意見では、修習生の増加に実効的に対応した修習の実施が求められている。そこで、新しい司法修習については、引き続き、将来的な養成数の変化等に応じて、その実施体制について柔軟かつ多角的な検討をしていく必要がある。